

浪江町から避難した高齢の要介護者が避難生活による生活環境の悪化により平成23年5月15日に死亡したことについて、全相続人の代表者である申立人に対して、死亡慰謝料・葬儀費用の賠償が認められた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点及び損害項目(1)に関する下記金額を超える損害の存否については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

(1) 精神的損害（亡Aの死亡慰謝料として）	925万円
(2) 亡Aの葬儀に関する費用	50万円
(3) 登録抹消した車（車体番号〇〇）に係る財物損害（消費税相当額を含む）	85万9950円
(4) 自動車の取得にかかる登録費用	9万円
(5) 上記(2)にかかる請求付随費用	6885円
	(合計1070万6835円)

#### 2 期間

平成23年3月11日から平成24年10月30日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金1070万6835円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月9日

（仲介委員 布施謙吉）